

酒田市住宅支援制度一覧


令和3年度事業

工事に着手する前に申し込んでください。


各QRコードを読み取ると、酒田市ホームページで各事業の内容を詳しくご覧になることができます。

補助金	
<p>① 新築 木材 移住 新婚</p> <p>新築住宅総合支援事業 (新築住宅工事) 相談窓口：建築課確認審査係 TEL.0234-26-5749</p>	<p>市内施工業者の施工により酒田産木材を一定量使用する住宅を新築する方に支援します。 ⇒補助額 30万円 ◆新婚・子育て・庄内地域外からの移住世帯の場合、10万円割増。 ◆防火地域及び準防火地域内に建設する場合、20万円割増。</p> 
<p>② 空き家</p> <p>新築住宅総合支援事業 (空き家の解体工事) 相談窓口：建築課確認審査係 TEL.0234-26-5749</p>	<p>昭和56年以前に建築され、3年以上空き家となっている住宅を解体する方に支援します。 ⇒補助額 対象工事費の2分の1以内で限度額20万円</p> 
<p>③ リフォーム 木材 移住 新婚</p> <p>住宅リフォーム総合支援事業 相談窓口：建築課確認審査係 TEL.0234-26-5749</p>	<p>住宅の質の向上を図るリフォーム工事(新生活様式工事、減災・部分補強、寒さ対策・断熱化、バリアフリー化、克雪化、酒田産木材使用)を行う方に支援します。 ⇒補助額 工事費の2割、限度額24万円 ◆酒田産木材使用の場合、限度額の引き上げあり。 ◆県外からの移住・新婚・子育て世帯の場合、補助率および限度額の引き上げあり。</p> 
<p>④ 安全</p> <p>やさしい生活支援事業 相談窓口：福祉課地域福祉係 TEL.0234-26-5731</p>	<p>高齢者の方が快適で安全な在宅生活を送ることができるよう、手すりや住宅福祉機器の設置等に必要な費用の一部を支援します。 ⇒補助額 設置・購入費用の2分の1、限度額は一生涯15万円(1回あたり10万円まで)</p> 
<p>⑤ 安全</p> <p>木造住宅耐震改修支援事業 相談窓口：建築課確認審査係 TEL.0234-26-5749</p>	<p>木造住宅の耐震改修工事、防災ベッド等設置工事費用の一部を支援します。 ⇒補助額 耐震改修工事費の2分の1以内で、評点を1.0以上とする工事は限度額80万円、評点を0.7以上とする工事は限度額60万円 ⇒補助額 防災ベッド・耐震シェルター設置工事費の2分の1以内、限度額10万円</p> 
<p>⑥ 安全 景観</p> <p>危険ブロック塀等撤去支援事業 相談窓口：建築課確認審査係 TEL.0234-26-5749</p>	<p>道路及び避難地に面したブロック塀等で、地震による倒壊の危険性が高いと判定されたブロック塀等の撤去処分費用を支援します。 ⇒補助額 撤去処分費用の3分の2以内またはブロック塀等の見付面積×6千円/㎡のいずれか少ない額で限度額15万円</p> 
<p>⑦ 景観</p> <p>景観助成 相談窓口：都市デザイン課都市計画係 TEL.0234-26-5746</p>	<p>景観形成重点地域内(山居倉庫周辺地区の一部、日和山周辺地区、松山歴史公園周辺地区)の建物の景観に配慮した建築物等の新築・増改築・改修工事費用等の一部を支援します。 ⇒補助額 限度額50万円 ◆各景観形成重点地域の景観形成基準に適合する必要があります。</p> 
<p>⑧ 移住 空き家 リフォーム</p> <p>移住定住者住宅支援費補助 相談窓口：地域共生課移住定住係 TEL.0234-26-5768</p>	<p>庄内地域外からの移住者の方に支援します。 ①中古住宅または空き家を購入し居住する場合、また購入に合わせて改修や片付け等を行う場合 ⇒補助額 購入費用1割以内で限度額25万円、改修等の費用の1割以内で限度額20万円 ②借りる空き家の改修や片付け等を行い居住する場合 ⇒補助額 改修等の費用の2分の1以内、限度額25万円 ◆中学生以下の子どもと生計を同一にする場合、限度額がそれぞれ2倍に引き上げ。</p> 
<p>⑨ 新婚</p> <p>結婚新生活支援事業費補助 相談窓口：地域共生課男女共同参画係 TEL.0234-26-5612</p>	<p>新婚世帯に対し、住宅取得・賃借費用、引っ越し費用を支援します。 ⇒補助額 住宅取得・賃借費用、引越費用の合計額、限度額は、夫婦とも29歳以下の場合60万円、39歳以下の場合30万円 ◆世帯の所得は400万円未満。</p> 

融資あっせん

<p>⑩ リフォーム</p> <p>水洗便所等改造資金融資 あっせん・利子補給 相談窓口：上下水道お客さまセンター TEL.0234-22-1811</p>	<p>水洗化の普及のために水洗便所等改造資金に対し融資あっせん及び利子補給を行います。 ①公共下水道ますに接続する工事 ②くみ取り便所を改造する工事(便器の設置、設備・内装工事) ⇒最高150万円、返済期限5年以内 ⇒利子補給／供用開始から2年以内に工事完成…全額、3年以内に工事完成…半額</p> 
---	---

その他

<p>⑪ 安全</p> <p>木造住宅耐震診断士派遣事業 相談窓口：建築課確認審査係 TEL.0234-26-5749</p>	<p>木造住宅耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う費用の一部を支援します。 ⇒耐震診断費用10万円のうち、自己負担1万円(図面がない場合1万3千円) ⇒対象住宅 平成12年5月31日以前に着工された木造の一戸建ての住宅(2階以下、500㎡以内)</p> 
---	---